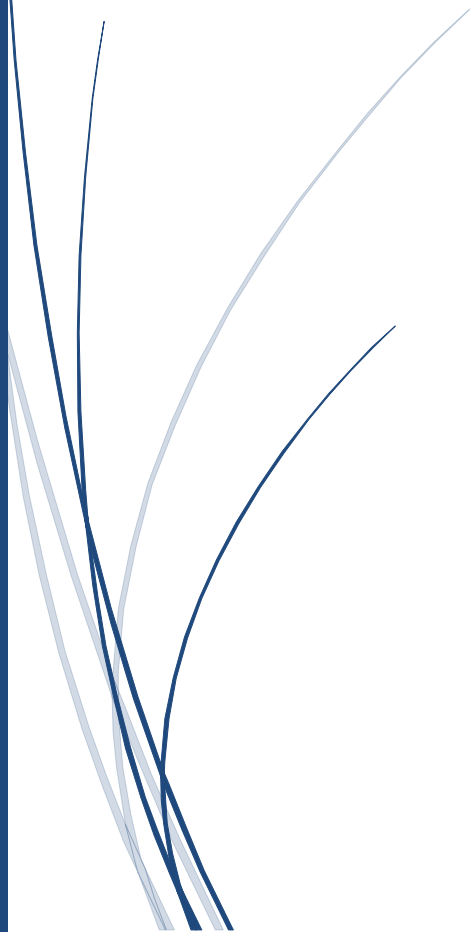




令和 7 年度

個別指導における 主な指摘事項（歯科）



東 北 厚 生 局

目 次

I 保険診療等に関する事項

1	診療録等	P1
2	基本診療料	P3
3	医学管理等	P3
4	在宅医療	P8
5	検査	P10
6	画像診断	P11
7	投薬	P12
8	リハビリテーション	P13
9	処置	P13
10	手術	P17
11	麻酔	P18
12	歯冠修復及び欠損補綴	P19
13	その他	P21
14	保険外診療	P21

II 診療報酬の請求等に関する事項

1	届出事項、報告事項等	P21
2	揭示事項	P22
3	基本診療料の施設基準等	P22
4	特掲診療料の施設基準等	P22
5	診療報酬請求	P22
6	一部負担金等	P23
7	その他	P23

令和7年度 個別指導における主な指摘事項（歯科）

I 保険診療等に関する事項

1. 診療録等

（1）診療録

- ① 診療録及び添付文書の整備及び保管状況について、不備のある次の例が認められたので改めること。

診療録が適切に編綴されていない。

- ② 保険医は、診療録が保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。

- ③ 保険医は、診療の都度、遅滞なく診療録の記載を行うこと。

- ④ 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、診療を担当した保険医は診療録に記載した後、署名又は記名押印すること。

- ⑤ 保険医が実施した診療内容について、診療録が歯科医師以外の者（歯科衛生士、歯科助手、事務員）により記載されている例が認められたので、診療録は原則として診療を担当した保険医が記載すること。やむを得ず口述筆記等を行う場合には、保険医自らが記載内容に誤りがないことを確認の上、署名又は記名押印すること。

- ⑥ 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

ア 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰について記載がない又は誤っている。

イ 主訴、口腔内所見について記載がない、不十分である又は誤っている。

ウ 傷病名にP、G、C、P u l、P e rの略称を使用しており、病態に係る記載がない。

エ 歯科医学的に診断根拠のない、いわゆるレセプト病名が認められる。

オ 傷病名を適切に整理していない次の例が認められる。

i 整理していないために傷病名が多数となっている。

ii 長期にわたる「疑い」の傷病名がある。

iii 長期にわたる急性疾患等の傷病名がある。

iv 重複して付与している又は類似の傷病名がある。

- ⑦ 診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

症状、所見、診療方針、経過、診療月日、部位、点数、負担金徴収額について記載がない又は不十分である。

- ⑧ レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に診療録を作成すること。

ア 診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない。

イ 診療を行った場合に遅滞なく診療録を印刷していない。

ウ 手書きで加筆する場合に、加筆に必要な空行を設けず、印字横の余白に記載している。

⑨ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に記載すること。

ア 診療行為の手順と異なった記載がある。

イ 行を空けた記載がある。

ウ 療法・処置欄への1行に対し複数行の記載がある。

エ 判読困難な記載がある。

オ 欄外への記載がある。

カ 書き換え可能な筆記用具（鉛筆、消せるペン）による記載がある。

キ 二本線で抹消せず修正液による訂正がある。

ク 訂正又は追記した者、日時が不明である。

ケ レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録について、再印刷を行っており真正性が担保できない例が認められたので適切に対応すること。

⑩ 現在使用が認められていない略称又は独自の略称を使用している例が認められたので、略称を使用するに当たっては、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について（令6. 3. 27 保医発 0327 第7号）」を参照し適切に記載すること。

⑪ 診療録を訂正、追記する必要が生じた場合に、その訂正、追記が行われていない例が認められたので、適切に記載すること。

⑫ 歯冠修復及び欠損補綴について、保険外診療へ移行した場合は、診療録に保険外診療への移行や当該部位に係る保険診療が完結している旨を明確に記載すること。

（2）歯科技工指示書

① 歯科技工指示書に記載すべき次の内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

ア 患者の氏名

イ 設計

ウ 作成の方法

エ 使用材料

オ 発行の年月日

カ 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地

キ 作成が行われる歯科技工所の名称及び所在地

② 歯科技工指示書の発行がなく委託外注技工を行っている例が認められたので、所定の内容を記載した歯科技工指示書を発行すること。

③ 診療録と関係書類（歯科技工指示書、納品書）において、歯科技工物の製作内容、製作部位、材料、診療内容について一致しない例が認められたので、保険医療機関及び保険医により十分に照合・確認すること。

(3) 歯科衛生士の業務記録

歯科衛生士が行った業務について、記録を作成していない例が認められたので改めること。

(4) 提供文書

歯科疾患管理料、訪問歯科衛生指導料、歯科疾患在宅療養管理料、新製有床義歯管理料、クラウン・ブリッジ維持管理料に係る提供文書の原本を診療録に添付し、写しを患者等に提供している例が認められたので、患者等に文書の原本を提供し診療録に当該文書の写しを添付すること。

2. 基本診療料

(1) 初・再診料

算定できない歯科初診料を算定している次の例が認められたので改めること。

歯周病等の慢性疾患である場合等であって、明らかに同一の疾病又は負傷に係る診療が継続している。

(2) 初・再診料の加算

《歯科診療特別対応加算》

- ① 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算 1 又は 2 を算定している次の例が認められたので改めること。

当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。

- ② 歯科診療特別対応加算 1 に係る診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

算定した日の患者の状態

《時間外加算》

算定できない時間外加算を算定している次の例が認められたので改めること。

時間外に該当していない。

3. 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

- ① 歯科疾患管理料は、継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者に対して、口腔を一単位としてとらえ、患者との協働により行う口腔管理に加えて、病状が改善した疾患等の再発防止及び重症化予防を評価したものである旨を踏まえ、適切に実施すること。

- ② 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 1 回目の管理計画において、患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況、口腔の状態、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を診療録に記載していない。

イ 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点を診療録に記載していない。

ウ 歯周病に罹患している患者の管理を行う場合に、歯周病検査の結果を踏まえた治療方針等を含んだ管理計画を作成していない。

- ③ 1回目の管理計画において診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）

イ 口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）

ウ 必要に応じて実施した検査結果等の要点

エ 治療方針の概要等

- ④ 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に診療録に記載すべき管理に係る要点について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

《文書提供加算》

- ① 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料に係る文書提供加算を算定している次の例が認められたので改めること。

患者等に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

- ② 歯科疾患管理料の文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 患者の基本状況（基礎疾患、服薬、生活習慣等）

イ 口腔の状態（口腔内の状況、歯や歯肉の状態、口腔機能の問題等）

ウ 必要に応じて実施した検査結果等の要点

エ 治療方針の概要等（これまでの治療、改善目標、治療の予定等）

《長期管理加算》

- ① 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料に係る長期管理加算を算定している次の例が認められたので改めること。

当該管理加算を初めて算定する場合に、患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項について、その要点を診療録に記載していない。

- ② 算定できない歯科疾患管理料に係る長期管理加算を算定している次の例が認められたので改めること。

初診日の属する月から起算して6月を超えていない。

- ③ 長期管理加算を初めて算定する場合に、診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項の要点

(2) 小児口腔機能管理料

小児口腔機能管理料を算定した月に、診療録（管理に係る記録を文書により作成している場合においてはその文書）に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

管理内容

(3) 口腔機能管理料

口腔機能低下症の診断には「口腔機能低下症に関する基本的な考え方」（令和6年3月 日本歯科医学会）を参考にし、示されている7項目の口腔機能精密検査を可能な限り行うこと。

(4) 周術期等口腔機能管理計画策定料

算定できない周術期等口腔機能管理計画策定料を算定している次の例が認められたので改めること。

がん等に係る手術又は放射線治療、化学療法、集中治療室での治療若しくはその後の一連の治療又は緩和ケアにおける一連の治療を実施する患者に該当していない。

(5) 周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）、（Ⅱ）

算定できない周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している次の例が認められたので改めること。

周術期等における口腔機能管理を必要とする状態に該当していない。

(6) 根面う蝕管理料

① 算定要件を満たしていない根面う蝕管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

患者等に対し、説明した内容の要点を診療録に記載していない。

② 算定できない根面う蝕管理料を算定している次の例が認められたので改めること。
初期の根面う蝕を有するものに該当していない。

③ 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

患者等に対し、説明した内容の要点

④ 根面う蝕管理を行うに当たっては、「初期根面う蝕の管理に関する基本的な考え方」（令和6年3月 日本歯科医学会）を参考とすること。

(7) エナメル質初期う蝕管理料

① 算定要件を満たしていないエナメル質初期う蝕管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア う蝕の評価に基づく管理計画を作成していない。

イ 患者等に対し、説明した内容の要点を診療録に記載していない。

② 算定できないエナメル質初期う蝕管理料を算定している次の例が認められたので

改めること。

エナメル質初期う蝕を有するものに該当していない。

- ③ 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

患者等に対し、説明した内容の要点

- ④ エナメル質初期う蝕管理を行うに当たっては、「エナメル質初期う蝕に関する基本的な考え方」（平成 28 年 3 月 日本歯科医学会）を参考とすること。

（８）歯科衛生実地指導料

- ① 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料 1 を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯科衛生士が指導終了後に業務に関する記録の作成を行っていない。

イ 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない。

ウ 情報提供文書の写しを診療録に添付していない。

エ 情報提供文書に記載すべき指導等の内容、口腔衛生状態（う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。）、指導の実施時刻（開始時刻及び終了時刻）、保険医療機関名、主治の歯科医師の氏名、指導を行った歯科衛生士の氏名を記載していない。

- ② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

歯科衛生士に行った指示内容等の要点

- ③ 情報提供文書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 指導等の内容

イ 口腔衛生状態（う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。）

ウ 指導の実施時刻（開始時刻及び終了時刻）

《口腔機能指導加算》

算定要件を満たしていない口腔機能指導加算を算定している次の例が認められたので改めること。

情報提供文書に口腔機能に係る指導内容を記載していない。

（９）歯周病患者画像活用指導料

- ① 算定できない歯周病患者画像活用指導料を算定している次の例が認められたので改めること。

プラークコントロールの動機付けを目的としていない。

- ② 口腔内カラー写真において、プラークコントロールの動機付けに必要な部位が撮影されていない不適切な例が認められたので改めること。

- ③ 歯周病患者画像活用指導料は、歯周病に罹患している患者に対しプラークコント

ロールの動機付けを目的として、口腔内カラー写真を用いて療養上必要な指導及び説明を行うものである旨を踏まえ、適切に実施すること。

(10) 歯科特定疾患療養管理料

算定要件を満たしていない歯科特定疾患療養管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

症状及び管理内容の要点を診療録に記載していない。

(11) 歯科治療時医療管理料

- ① 算定要件を満たしていない歯科治療時医療管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 患者の血圧、脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度の経時的な監視（術前、術中、術後）を行っていない。

イ 患者の全身状態の要点を診療録に記載又は添付していない。

- ② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 管理内容（モニタリング結果）

イ 患者の全身状態の要点

(12) 診療情報提供料（Ⅰ）

- ① 算定要件を満たしていない診療情報提供料（Ⅰ）を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 交付した文書の写しを診療録に添付していない。

イ 別紙様式に必要な項目を記載していない。

- ② 算定できない診療情報提供料（Ⅰ）を算定している例が認められたので改めること。

診療内容の報告のみを行っている。

(13) 薬剤情報提供料

- ① 算定要件を満たしていない薬剤情報提供料を算定している次の例が認められたので改めること。

処方内容に変更がない又は同一薬剤で投与目的（効果又は効能）が異なる場合に月2回以上算定している。

- ② 情報提供文書に記載すべき内容（相互作用）について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

(14) 新製有床義歯管理料

- ① 算定要件を満たしていない新製有床義歯管理料「1 2 以外の場合」又は「2 困難な場合」を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 情報提供文書の写しを診療録に添付していない。

イ 情報提供文書に欠損の状態、指導内容等の要点、保険医療機関名、担当歯科医師の氏名を記載していない。

- ② 情報提供文書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十

分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ア 欠損の状態
- イ 指導内容等の要点
- ウ 保険医療機関名
- エ 担当歯科医師の氏名

4. 在宅医療

(1) 歯科訪問診療料

- ① 算定要件を満たしていない歯科訪問診療料を算定している次の例が認められたので改めること。

- ア 切削器具を常時携帯していない。
- イ 第1回目の歯科訪問診療の際に、当該患者の病状に基づいた訪問診療の計画の要点を診療録に記載又は当該計画書の写しを診療録に添付していない。
- ウ 診療録に記載すべき実施時刻（開始時刻と終了時刻）について実態と異なっている。

- ② 算定要件を満たしていない歯科訪問診療3を算定している次の例が認められたので改めること。

歯科訪問診療を行った日時及び訪問診療を行った歯科医師の氏名が記載された文書を患者若しくはその家族又は介護施設職員等の関係者のいずれにも提供していない。

- ③ 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ア 患者の病状に基づいた訪問診療計画の要点
- イ 実施時刻（開始時刻と終了時刻）
- ウ 歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む。）

(2) 歯科訪問診療料の加算

《歯科診療特別対応加算》

歯科診療特別対応加算1に係る診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

算定した日の患者の状態

《歯科訪問診療補助加算》

算定要件を満たしていない歯科訪問診療料に係る歯科訪問診療補助加算を算定している次の例が認められたので改めること。

算定の対象となる歯科訪問診療の時間を通じて歯科訪問診療の補助を行っていない。

(3) 訪問歯科衛生指導料

- ① 算定要件を満たしていない訪問歯科衛生指導料1、2又は3を算定している次の

例が認められたので改めること。

歯科衛生士等に指示した内容、指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）、訪問先名、訪問した日の患者の状態の要点等を診療録に記載していない。

- ② 診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯科衛生士等に指示した内容

イ 指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）

- ③ 情報提供文書に記載すべき内容について、画一的に記載している例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）

（４）歯科疾患在宅療養管理料

- ① 算定要件を満たしていない歯科疾患在宅療養管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

患者の継続的な管理に必要な事項を診療録に記載又は管理計画書の写しを診療録に添付していない。

- ② 管理計画に記載すべき内容について、画一的に記載している例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 全身の状態（基礎疾患の有無、服薬状況等）

イ 口腔の状態（口腔衛生状態、口腔粘膜の状態、口腔乾燥の有無、歯科疾患、有床義歯の状況、咬合状態等）

ウ 管理方法の概要

- ③ 管理計画は、歯科疾患の状況及び当該患者の口腔機能の評価結果等を踏まえ、個々の症例に応じて適切に作成すること。

《文書提供加算》

算定要件を満たしていない歯科疾患在宅療養管理料に係る文書提供加算を算定している次の例が認められたので改めること。

患者等に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

（５）在宅患者歯科治療時医療管理料

診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 管理内容（モニタリング結果）

イ 患者の全身状態の要点

（６）在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料

在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料２に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 会議の時間

イ カンファレンス等の内容の要点

5. 検査

(1) 歯周病検査

《歯周基本検査》

- ① 算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定している次の例が認められたので改めること。
ア 必要な検査のうち歯の動揺度を実施していない。
イ 必要な検査のうち歯の動揺度の結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。
ウ 1 口腔単位で実施していない。
- ② 混合歯列期の患者に対して、必要性の認められない歯周基本検査を実施している例が認められたので改めること。
- ③ 混合歯列期の患者に対して、漫然と歯周基本検査を実施している例が認められたので、歯周組織の状態、歯年齢等により、混合歯列期歯周病検査、歯周基本検査の必要性を十分に考慮した上で検査を選択すること。
- ④ 歯周基本検査におけるポケット深さの測定、歯の動揺度の検査結果について、診療録に添付した記録の記載に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。

《歯周精密検査》

- ① 算定要件を満たしていない歯周精密検査を算定している次の例が認められたので改めること。
必要な検査のうち、ポケット深さの測定（4 点以上）、プロービング時の出血の有無、歯の動揺度、プラークチャートを用いたプラークの付着状況の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。
- ② 歯周組織の状態及び治療の内容等から歯周基本検査の適用を考慮せずに、歯周精密検査を画一的に選択している不適切な例が認められたので改めること。
- ③ 漫然と歯周精密検査を実施している例が認められたので、歯周組織の状態、治療の内容等により、歯周基本検査、歯周精密検査の必要性を十分に考慮した上で検査を選択すること。
- ④ 歯周精密検査におけるプロービング時の出血の有無、歯の動揺度、プラークチャートを用いたプラークの付着状況の検査結果について、診療録又は診療録に添付した記録の記載に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。
- ⑤ 急性炎症を伴う歯に対して歯周ポケット内に投薬を行った日に歯周病検査を行っている例が認められたので歯周病検査の実施時期については適切に判断すること。

《混合歯列期歯周病検査》

- ① 算定要件を満たしていない混合歯列期歯周病検査を算定している次の例が認められたので改めること。
必要な検査のうちプラークチャートを用いたプラークの付着状況、プロービング時の出血の有無を実施していない。

- ② 混合歯列期歯周病検査の実施に際しては、歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石沈着の有無を確認すること。
- ③ 混合歯列期歯周病検査におけるブローピング時の出血の有無の検査結果について、診療録又は診療録に添付した記録の記載に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。

《その他》

- ① 歯周病検査において、検査歯数から除外すべき残根歯（歯内療法、根面被覆、キーパー付き根面板を行って積極的に保存した残根を除く。）を含めた歯数の区分で算定している例が認められたので改めること。
- ② 歯周基本治療から次の歯周病検査までの間隔が極めて短く、歯科医学的に不適切な例が認められたので改めること。
- ③ 2回目以降の歯周病検査は、歯周基本治療による歯周組織の変化の比較検討（歯周基本治療等の効果、治療の成否、治療に対する反応等を把握した上で治癒の判断又は治療計画の修正）や、歯周外科手術実施後の歯周組織の変化の比較検討を目的として実施するものであるので、検査については適切な期間をあけて実施すること。
- ④ 臨床所見、画像診断所見等から判断して、歯周病検査の結果に不備のある例が認められたので、検査手技の改善を図る等適切に実施すること。

（2）顎運動関連検査

- ① 算定要件を満たしていない顎運動関連検査（チェックバイト検査）を算定している次の例が認められたので改めること。
検査結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。
- ② チェックバイト検査の検査結果について、診療録の記載に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。

（3）医科と共通の検査

臨床所見等から判断して、必要性の認められない検査を実施している例が認められたので改めること。

6. 画像診断

（1）総論的事項

- ① 歯科エックス線撮影において、診断に必要な部位が撮影されていない不適切な例が認められたので改めること。
- ② 歯科エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影において、画像が不鮮明で診断に利用できない不適切な例が認められたので改めること。
- ③ 必要性の認められない歯科パノラマ断層撮影を行っている例が認められたので改めること。
- ④ 撮影した歯科エックス線写真を確認できない例が認められたので、適切に整理・保管すること。

- ⑤ 歯科疾患の画像診断に際しては、疾患の状態や撮影範囲、得られる結果等を十分考慮し適切な撮影方法を選択すること。
- ⑥ 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影又は歯科部分パノラマ断層撮影において、位置づけを適切に行っていない例が認められたので、正確な位置づけを行うこと。
- ⑦ 歯科エックス線撮影（全額撮影以外の場合）を行った場合には、フィルムごとの診断所見を適切に記載すること。

(2) 診断料

- ① 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影又は歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。
 - イ 歯科エックス線撮影を行った場合に、診療録に記載している写真診断に係る必要な所見が実態と異なっている。
- ② 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影又は歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき写真診断に係る必要な所見について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

7. 投薬

- ① 医薬品医療機器等法の承認事項からみて、次の不適切な投薬が認められたので改めること。
 - ア 適応外
 - イ 長期漫然投与
- ② 患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認せずに投薬している例が認められたので、適切に確認すること。
- ③ 処置内容、症状等にかかわらず、画一的な投薬をしている例が認められたので、病態、症状、経過等を考慮の上、投与薬剤、投薬日数、投薬量、投薬方法をその都度決定すること。
- ④ 投薬を行うに当たっては、医薬品医療機器等法の承認事項に加え、薬剤の重要な基本的注意事項を考慮し、個々の症例に応じて適切に判断すること。
- ⑤ 投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等、患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めること。
- ⑥ 投薬を行う場合における症状、所見、必要性、経過等について、診療録に記載していない又は記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

8. リハビリテーション

(1) 歯科口腔リハビリテーション料 1

- ① 算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料 1 「1 有床義歯の場合」を算定している次の例が認められたので改めること。

調整部位又は指導内容等の要点を診療録に記載していない。

- ② 歯科口腔リハビリテーション料 1 「1 有床義歯の場合」を算定している場合に、診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

調整部位又は指導内容等の要点

(2) 歯科口腔リハビリテーション料 3

診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

指導・訓練内容等の要点

(3) マイオモニターの使用

算定要件を満たしていないマイオモニターを用いた顎関節疾患の治療に係る費用を算定している次の例が認められたので改めること。

マイオモニターを用いた顎関節疾患の治療の内容（実施時刻（開始時刻及び終了時刻）、治療内容）を診療録に記載していない。

9. 処置

<歯の疾患の処置>

(1) う蝕処置

- ① 算定要件を満たさないう蝕処置を算定している次の例が認められたので改めること。

算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していない。

- ② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

処置内容等

(2) 咬合調整

算定できない咬合調整を算定している次の例が認められたので改めること。

留意事項通知に定める処置のいずれにも該当していない。

(3) 象牙質レジンコーティング

使用したシーリング・コーティング材の材料名について、診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

(4) 知覚過敏処置

知覚過敏処置において、症状、所見、治療内容、経過等について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(5) 歯内療法

《総論的事項》

- ① 歯内療法において、治療内容等について診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 一連の歯内治療の費用の算定において、実態と異なった根管数で誤って算定している例が認められたので改めること。
- ③ 画像診断を行わずに歯内療法を行い、術後の画像診断による確認も行っていない例が複数認められたので、的確な診断を基に適切な治療を行うこと。

《根管充填》

- ① 加圧根管充填処置を算定しない場合においても、根管充填を行った際には必要に応じて歯科エックス線撮影を実施し、的確な診断を基に適切な治療を行うこと。
- ② 根管充填後の治癒経過を考慮せずに、根管充填と同日に冠製作に着手している例が認められたので、歯内治療終了後の経過観察を適切に行うこと。

《加圧根管充填処置》

- ① 算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 緊密な根管充填を行っていない。
 - イ 複数の根管を有する歯において、一部の根管で緊密な根管充填を行っていない。
 - ウ 根管充填後に歯科エックス線撮影又は歯科部分パノラマ断層撮影により根管充填の状態を確認していない。
 - エ 根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像が根管充填の確認に利用できない。
- ② 根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像で根管が重なって撮影されている例が認められたので、歯科エックス線撮影を行う際には撮影する目的に合致した方法にて行うこと。

<歯周組織の処置>

(1) 総論的事項

- ① 歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載がない又は不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。
- ② 歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の治療に関する基本的な考え方」（令和2年3月 日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行うこと。
- ③ 歯周病に係る診断根拠、治療方針、治癒の判断及び治療計画の修正等が不明確な例が認められたので、歯周病検査及び画像診断の結果等を診断及び治療に十分活用すること。

(2) 歯周病処置

算定要件を満たしていない歯周病処置を算定している次の例が認められたので改めること。

使用薬剤名を診療録に記載していない。

(3) 歯周基本治療

- ① 歯周基本治療「2 スケーリング・ルートプレーニング」において、部位を誤って算定している例が認められたので改めること。
- ② 必要性の認められない歯周基本治療「1 スケーリング」又は「2 スケーリング・ルートプレーニング」を実施している例が認められたので、歯周病検査の結果、画像診断等に基づく的確な診断及び治療計画により適切な治療を行うこと。
- ③ 算定できない歯科初診料と併せて算定していた歯周基本治療「1 スケーリング」について、2回目以降として算定すべきところを1回目として算定している例が認められたので改めること。

(4) 歯周病安定期治療

- ① 算定要件を満たしていない歯周病安定期治療を算定している次の例が認められたので改めること。

歯周病安定期治療の治療間隔の短縮が必要とされる場合において、糖尿病の状態により歯周病が重症化するおそれのある場合に主治の医師からの文書を診療録に添付していない。

- ② 算定できない歯周病安定期治療を算定している次の例が認められたので改めること。

一時的に症状が安定した状態に至っていない。

- ③ 管理計画書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯周病検査の結果の要点

イ 歯周病安定期治療の治療方針

- ④ 歯周病安定期治療の実施に際しては、一連の歯周基本治療等の終了後に、一時的に病状が安定した状態であって、継続的な治療が必要と判断された患者に対して、病状の安定を維持し、治癒させることを目的として実施すること。

(5) 歯周病重症化予防治療

- ① 算定要件を満たしていない歯周病重症化予防治療を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯周病重症化予防治療の開始に当たって、歯周病検査の結果の要点や当該治療方針等についての管理計画書を作成していない。

イ 患者又はその家族等に提供した管理計画書の写しを診療録に添付していない。

- ② 算定できない歯周病重症化予防治療を算定している次の例が認められたので改めること。

ポケット深さが4ミリメートル未満で部分的な歯肉の炎症又はプロービング時の出血が認められる状態のものに該当していない。

- ③ 歯周病重症化予防治療に際しては、2回目以降の歯周病検査終了後、歯周ポケットが4ミリメートル未満の患者で部分的な歯肉の炎症又はプロービング時の出血が

認められる状態であって、継続的な治療が必要と判断された患者に対して、歯周病の重症化予防を目的として実施すること。

<その他の処置>

(1) 暫間固定

- ① 暫間固定を行った部位、症状、所見、経過等について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 算定できない装着、装着材料料を算定している次の例が認められたので改めること。

エナメルボンドシステムによる暫間固定を行っている。

(2) 口腔内装置

- ① 口腔内装置の製作方法と使用材料名について、診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。
- ② 顎関節症又は歯ぎしりに対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、所見、診断、治療の目的、装着後の経過等について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(3) 口腔内装置調整・修理

- ① 算定要件を満たしていない口腔内装置調整を算定している次の例が認められたので改めること。
調整の部位、方法等を診療録に記載していない。
- ② 口腔内装置調整に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
調整の部位

(4) 歯冠修復物又は補綴物の除去

- ① 除去した歯冠修復物・補綴物の部位について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- ② 算定できない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している次の例が認められたので改めること。
メタルコアであって歯根の3分の1以上のポストを有するものに該当していない。

(5) 有床義歯床下粘膜調整処置

- ① 算定できない有床義歯床下粘膜調整処置を算定している次の例が認められたので改めること。
旧義歯が不適合で義歯の床裏装や再製が必要とされる場合に該当していない。
- ② 有床義歯床下粘膜調整処置における症状、所見等について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

（６）周術期等専門的口腔衛生処置

算定できない周術期等専門的口腔衛生処置 1 を算定している次の例が認められたので改めること。

周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定している患者に該当していない。

（７）口腔粘膜処置

- ① 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 病変の部位

イ 病変の大きさ

- ② 口腔粘膜処置の実施に当たっては、「レーザー応用による再発性アフタ性口内炎治療に関する基本的な考え方」（平成 30 年 3 月 日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行うこと。

（８）機械的歯面清掃処置

算定要件を満たしていない機械的歯面清掃処置を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 当該処置を行った歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない。

イ 糖尿病の患者に対して別の医科の保険医療機関の担当医からの情報提供に基づき機械的歯面清掃処置を行った場合に、情報提供の内容及び担当医の保険医療機関名等を診療録に記載又は提供文書の写しを診療録に添付していない。

（９）フッ化物歯面塗布処置

- ① 算定要件を満たしていないフッ化物歯面塗布処置を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 当該処置を行った歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない。

イ 歯科衛生士が当該処置を実施した場合に、当該業務に関する記録を作成していない。

- ② 算定要件を満たしていないフッ化物歯面塗布処置「3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」を算定している次の例が認められたので改めること。

初回の算定時に、病変部位の口腔内カラー写真を撮影していない。

- ③ 使用薬剤名を診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

10. 手術

（１）総論的事項

- ① 歯周外科手術の診断所見、手術内容、術後経過について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 同一手術野又は同一病巣につき、2 以上の手術を同時に行った場合に、算定できない従たる手術の費用を算定している例が認められたので改めること。

(2) 抜歯手術

抜歯手術（難抜歯加算又は埋伏歯）における診断所見、手術内容について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

《難抜歯加算》

算定できない難抜歯加算を算定している次の例が認められたので改めること。

歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術等に該当していない。

(3) 歯根嚢胞摘出手術

① 歯根嚢胞摘出手術における手術内容、術後経過について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

② 歯根嚢胞の大きさが歯冠大に満たない場合に、算定できない歯根嚢胞摘出手術「1歯冠大のもの」を算定している例が認められたので改めること。

(4) 口腔内消炎手術

① 算定要件を満たしていない口腔内消炎手術を算定している次の例が認められたので改めること。

手術部位、症状及び手術内容の要点を診療録に記載していない。

② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 手術部位

イ 症状

ウ 手術内容の要点

③ 口腔内消炎手術について、診療録の記載が乏しく診断根拠が不明確な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(5) 歯周外科手術

① 算定要件を満たしていない歯周外科手術を算定している次の例が認められたので改めること。

歯周外科手術を歯周精密検査の結果に基づいて行っていない。

② 歯周外科手術における手術内容について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、症例に応じて適切に記載すること。

③ 歯周病検査等から判断して、必要性の認められない歯周外科手術を実施している例が認められたので改めること。

11. 麻酔

(1) 伝達麻酔・浸潤麻酔

① 浸潤麻酔における使用した麻酔薬の名称、使用量について、診療録に記載していない例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

② 麻酔の費用を算定できない場合においても、麻酔を行った際には、麻酔薬の名称、

使用量を診療録に記載すること。

(2) 静脈内鎮静法

静脈内鎮静法の実施に当たっては、「歯科診療における静脈内鎮静法ガイドライン-改訂第2版(2017)-」(平成29年3月 日本歯科麻酔学会)を参考に適切な管理を行うこと。

12. 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 総論的事項

歯冠修復、欠損補綴、印象採得、装着又は有床義歯内面適合法(有床義歯床裏装)に係る使用材料名について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

(2) 補綴時診断料

- ① 算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定している次の例が認められたので改めること。

製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない。

- ② 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 製作を予定する部位

イ 欠損部の状態

ウ 欠損補綴物の名称及び設計等の要点

- ③ 補綴時診断料を算定した場合は、補綴物の診断設計に基づき、患者に装着する予定の補綴物について、必要に応じて義歯、ブリッジ等の概要図、写真等を用いて患者に効果的に情報提供すること。

(3) クラウン・ブリッジ維持管理料

- ① 算定要件を満たしていないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない。

- ② 患者への提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

保険医療機関名

(4) 印象採得

《歯科技工士連携加算》

診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

確認内容

(5) 歯冠修復

《充填》

充填した歯の部位（歯面）、充填に使用した材料名について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

《CAD／CAM冠、CAD／CAMインレー》

- ① 算定要件を満たしていないCAD／CAM冠、又はCAD／CAMインレー装着に係る内面処理加算1を算定している次の例が認められたので改めること。

歯質に対する接着力を向上するための内面処理（アルミナ・サンドブラスト処理及びプライマー処理等）を行っていない。

- ② CAD／CAM冠用材料（Ⅱ）を使用した場合、CAD／CAM冠用材料（Ⅱ）で算定すべきところを、誤ってCAD／CAM冠用材料（Ⅰ）を算定している例が認められたので改めること。
- ③ CAD／CAM冠用材料（Ⅲ）、又は（Ⅳ）の材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）が適切に保存・管理されていないため、診療録に添付する等適切に保存、管理すること。

（6）ブリッジ

一装置のブリッジであるにもかかわらず、単冠とブリッジとに分けて誤って算定している例が認められたので改めること。

（7）有床義歯

- ① 残根上義歯の製作に当たっては、当該残根歯に対して適切な歯内療法及び根面被覆を行うこと。
- ② 高齢者で根管が閉鎖して歯内療法が困難な場合等、やむを得ず残根歯に対して、歯内療法及び根面被覆が完了できなかった場合に義歯を製作した際に、その理由について、診療録に記載していない又は診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ③ 算定できない仮床試適を算定している次の例が認められたので改めること。
即時義歯に該当している。
- ④ 線鉤又はコンビネーション鉤の個数について、誤って算定している例が認められたので改めること。
- ⑤ バーの種類について、誤って算定している例が認められたので改めること。
- ⑥ 診療録、歯科技工指示書、歯科技工納品書等から判断して、製作内容が補強線と判断されるものをバーとして誤って算定している例が認められたので改めること。

（8）有床義歯修理

- ① 算定要件を満たしていない有床義歯修理を算定している次の例が認められたので改めること。
修理内容の要点を診療録に記載していない。
- ② 有床義歯修理に係る診療録に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、修理内容の要点について個々の症例に応じて適切に記載すること。

《歯科技工加算》

- ① 算定要件を満たしていない歯科技工加算 1 を算定している次の例が認められたので改めること。

預かり日、修理内容を診療録に記載していない。

- ② 歯科技工加算に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

預かり日

(9) 有床義歯内面適合法

- ① 有床義歯内面適合法の実施内容について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 極めて短期間に繰り返し有床義歯内面適合法を実施している不適切な例が認められたので改めること。

1 3. その他

著しく歯科診療が困難な者の特掲診療料に係る加算

算定できない著しく歯科診療が困難な者の特掲診療料に係る 100 分の 50 加算を算定している次の例が認められたので改めること。

著しく歯科診療が困難な者に該当していない。

1 4. 保険外診療

- ① 保険診療から保険外診療に移行した場合は、診療録に移行した旨を記載すること。
- ② 保険外診療で自院で製作した欠損補綴物の場合であって、破損した場合の修理の費用について、誤って保険給付の対象としている例が認められたので改めること。
- ③ 保険診療と保険外診療の峻別を図ること。

Ⅱ 診療報酬の請求等に関する事項

1. 届出事項、報告事項等

- ① 次の届出事項について、変更が認められたので速やかに東北厚生局あて届け出ること。
- ア 保険医の勤務形態
- イ 保険医の異動
- ウ 標榜診療科目、標榜診療時間、標榜診療日
- エ 届出事項に係る辞退
- ② 次の保険外併用療養費に係る報告事項について、報告をしていなかった又は変更の報告をしていなかったので速やかに東北厚生局あてに報告すること。
- ア 金属床による総義歯に係る金属の種類、費用
- イ う蝕に罹患している患者の指導管理に係るフッ化物局所応用、小窩裂溝填塞の費用

2. 掲示事項

- ① 保険医療機関である旨の標示を行っていないので、適切に標示すること。
- ② 保険医療機関の掲示事項に不備が認められたので、速やかに適切な掲示をすること。
 - ア 明細書の発行に関する事項の掲示していない、掲示内容が不十分である又は掲示内容が誤っている。
 - イ 施設基準に係る事項の掲示をしていない、届出をしていないにもかかわらず誤って掲示している又はウェブサイトへの掲載をしていない。
 - ウ 保険外併用療養費の療養の内容及び費用に関して掲示していない又は掲示が誤っている事項が認められたので、速やかに適切な掲示をすること。

3. 基本診療料の施設基準等

歯科点数表の初診料の注1

施設基準に適合していない次の事項が認められたので速やかに届出を辞退し、基準を満たした場合に改めて届出を行うこと。

歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師を1名以上配置していない。

4. 特掲診療料の施設基準等

CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

施設基準に適合していない次の事項が認められたので速やかに届出を辞退し、基準を満たした場合に改めて届出を行うこと。

保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されていないにもかかわらず、当該装置を設置している歯科技工所との連携が図られていない。

5. 診療報酬請求

(1) 総論的事項

- ① 診療録と診療報酬明細書において、診療内容、部位、傷病名、所定点数、合計点数、開始年月日について一致しない例が認められたので、保険医療機関、保険医により十分に照合・確認を行い適切に記載すること。
- ② 審査支払機関からの返戻、増減点連絡書は、内容を十分検討し、以後の診療や保険請求に反映させるなどその活用を図ること。
- ③ 診療報酬の請求に当たっては、審査支払機関への提出前に必ず主治医自らが診療録と照合し、診療報酬明細書の記載事項に誤りや不備がないか確認すること。
- ④ 療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録については、所定の期間（その療養の給付の完結の日から3年間）保存すること。
- ⑤ 診療報酬明細書の記載について、診療を担当した歯科医師の診断あるいは同意なく事務部門等の独断で「摘要」欄の記載を行っている例が認められたので適切に取

り扱うこと。

(2) 診療報酬明細書の記載

診療報酬明細書の記載等について、不備のある例が認められたので適切に記載すること。

摘要欄の長期収載品を選定療養の対象としない医療上の必要性に係る記載について、実際とは異なる算定理由を記載している。

6. 一部負担金等

(1) 一部負担金

- ① 一部負担金の徴収について、次の例が認められたので、適切に徴収すること。
徴収すべき者、自家診療から適切に徴収していない。
- ② 診療報酬明細書の作成、確認時に算定内容を修正した際に、一部負担金に過不足が生じた場合は、患者に適切に追徴や返金等の対応をすること。
- ③ 審査支払機関が行った減額査定を認容した結果、一部負担金に過徴収が生じた場合は、患者に適切に返金等の対応をすること。
- ④ 日計表についてO A機器等により管理していることから、一部負担金の徴収状況を定期的に出力するなどにより適切に管理すること。

(2) 明細書

明細書について、患者から交付を希望しない旨の申し出がなかった場合は、個別の診療報酬点数の項目の分かる明細書を発行しなければならないので、適切に交付すること。

7. その他

- ① 院内における医薬品の採用について、後発医薬品を検討するなど後発医薬品の使用に対し積極的に取り組むよう努めること。
- ② 保険医は療養担当規則等の諸規則に習熟し、適正な保険診療に努めること。
- ③ 保険診療に関する諸規則や算定要件等の理解が十分でないことから、開設者、管理者、保険医として備えるべき知識の修得に努めること。
- ④ 過去に出席した集団指導、新規個別指導、個別指導における指導内容等を以後の診療や保険請求に反映させるなど活用を図ること。